## 配布資料3

資 循 第 3 7 7 2 号 令和 5 年10月 4 日

公益社団法人神奈川県産業資源循環協会会長 殿

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課長 (公印省略)

宅地造成及び特定盛土等規制法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に係る関係部局間の連携に際しての留意事項について(通知)

本県の廃棄物行政の推進につきまして、日頃格別の御協力をいただき厚く 御礼申し上げます。

さて、標記の件について、令和5年9月29日付け環循適発第2309291号及び環循規発第2309291号等により環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長等から別添のとおり通知がありましたので、貴協会会員へ周知くださるようお願いします。

## (通知の主な内容)

- ①地方公共団体の廃棄物処理施設で行われる盛士
  - →地方公共団体が管理している公共施設として、公共施設用地となり盛土規制 法の規制対象とならない。
- ②民間の廃棄物処理施設で行われる盛土
  - →廃棄物処理法の許可・委託に関する行為は許可制又は市町村からの委託によって安全性が担保されているため、「災害の発生のおそれがないと認められる工事」として盛土規制法の許可が不要となる。
- ③非常災害時に行われる盛土
  - →自治体及び自治体から委託を受けた民間が非常災害のために必要な応急措置 として行う工事は、「災害の発生のおそれがないと認められる工事」として 盛土規制法の許可が不要となる。

問合せ先

指導グループ 櫻井 電話: (045)210-4159